

令和7年度以降

矢作川水系矢作川（矢作ダム）

砂利等の採取に関する規制計画

（ダム区間）

中部地方整備局

矢作ダム管理所

矢作川水系（矢作ダム）砂利等の採取に関する規制計画

1. 対象区間

種 別	河川名	起 点 (k m)	終 点 (k m)	延長 (k m)
幹 川	矢作川	-0.8 左岸 愛知県豊田市閑羅瀬町 右岸 岐阜県恵那市串原閑羅瀬	9.68 左岸 愛知県豊田市押山町 右岸 岐阜県恵那市上矢作町小田子	10.48
支 川	段戸川	0.0 左岸 愛知県豊田市小滝野町 右岸 愛知県豊田市牛地町	3.02 左岸 愛知県豊田市坪崎町 右岸 愛知県豊田市津原町	3.02
	名倉川	0.0 左岸 愛知県豊田市川手町 右岸 岐阜県恵那市串原福原	0.2 左岸 愛知県豊田市川手町 右岸 愛知県豊田市押山町	0.2
	上村川	0.0 左岸 岐阜県恵那市上矢作町小田子 右岸 岐阜県恵那市上矢作町小田子	0.9 左岸 岐阜県恵那市上矢作町下 右岸 岐阜県恵那市上矢作町下	0.9
	計			14.6

2. 規制の方針

矢作ダムの堆砂量は、計画堆砂量15,000千 m^3 に対し令和5年度時点の実績は15,688千 m^3 に達している。現在は、5.4～8.2km区間の堆積土砂掘削を実施しており、さらなる堆砂除去の促進を図るためダム管理上支障のない範囲内で砂利採取を許可する。

幹川の掘削基準河床は元河床（昭和45年）とし、禁止区域、保安区域等を考慮して掘削可能量を算定した結果、矢作ダムから8.2kmに至る区間の掘削可能量は、約7,537千 m^3 である。また、2.0kmから8.2kmの区間の採取可能量は、禁止区域、保安区域等を考慮して算定すると約4,133千 m^3 である。

貯水池内での砂利採取は、矢作ダム貯水池周辺には人家があり、また地元町村が矢作ダム及び貯水池周辺を観光レクリエーションの拠点としていることから、周辺の環境に配慮することが必要であり、ポンプ船による2隻（愛知県側1隻、岐阜県側1隻）を限度とすることとする。

支川（段戸川）の掘削基準河床は元河床（昭和45年）とし、禁止区域、保安区域等を考慮して掘削可能量を算定した結果、段戸川で掘削可能量は、約621千 m^3 であるが、保安区域等を考慮し採取を禁止する。また、支川（名倉川・上村川）の河床は、全般的に元河床高であり採取を禁止する。

幹川 矢作川

(1) 管理区間最下流端（-0.8km）～矢作ダム上流2.0kmは、洪水吐及び選択取水ゲート等に支障があるため「禁止区域」とする。

(2) 矢作ダム上流2.0km～矢作ダム上流8.2kmは、河川管理上支障のない範囲で積極的に採取を可能とする。

(3) 矢作ダム上流8.2km～矢作川幹川最上流端（9.68km）は、民家が近く掘削及び運搬等の影響があることから「禁止区間」とする。

支川 段戸川

(1) 段戸川については保安区域を考慮し「禁止区間」とする。

(2) 名倉川・上村川については、河川全域が元河床高であることから「禁止区間」とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

別添横断図及び縦断図のとおり。

4. 禁止区域等

(1) 禁止区域

種 別	河川名	起点(k m)	終点(k m)	延長(k m)	摘 要
幹 川	矢作川	－ 0 . 8	2 . 0	2 . 8	管理区間最下流端～矢作ダム上流 2.0km
	矢作川	8 . 2	9 . 6 8	1 . 4 8	矢作ダム上流 8.2km～矢作川幹川最上流端
支 川	段戸川	0 . 0	3 . 0 2	3 . 0 2	
	名倉川	0 . 0	0 . 2	0 . 2	
	上村川	0 . 0	0 . 9	0 . 9	

禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力又は容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

(2) 保安区域

区 分		矢 作 川 (矢 作 ダ ム)	
		貯砂ダムより下流区域	貯砂ダムより上流区域
保 安 区 域	横方向に対するもの	川岸から 1 0 m	川岸から 1 0 m
	縦方向に対するもの	・ 橋梁の上下流端からそれぞれ 1 5 0 m ・ 発電所放水口より上下流 1 5 0 m ・ 貯砂ダムより下流 2 0 m	・ 橋梁の上下流端からそれぞれ 1 5 0 m
掘 削 基 準 河 床		元河床(S 4 5 年)	同左
掘 削 勾 配		1 : 2	同左

保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力又は容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

5. 掘削可能量及び採取可能量

種 別	河川名	起点(k m)	終点(k m)	延長(k m)	掘削可能量(千 m3)	採取可能量(千 m3)	摘 要
幹 川	矢作川	2. 0	8. 2	6. 2	7, 5 3 7	4, 1 3 3	
	小 計	2. 0	8. 2	6. 2	7, 5 3 7	4, 1 3 3	
支 川	段戸川	0. 0	3. 0 2	3. 0 2	6 2 1	0	
	小 計	0. 0	3. 0 2	3. 0 2	6 2 1	0	
	総 計			9. 2 2	8, 1 5 8	4, 1 3 3	

6. 年次別計画

令和7年度から令和11年度までの5箇年の年次別計画は下表のとおり。

起点：矢作ダム上流2.0k、終点：矢作ダム上流8.2km

種別	河川名	年次別計画	可能量(千 m3)					
			令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	計
幹川	矢作川	許可又は許可の予定量	1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	7, 5 3 7
		採取可能量の許可又は許可の予定量	8 2 7	8 2 7	8 2 7	8 2 7	8 2 7	4, 1 3 3
		流下予想量	6 8 0	6 8 0	6 8 0	6 8 0	6 8 0	3, 4 0 4
合計			1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	1, 5 0 7	7, 5 3 7
			8 2 7	8 2 7	8 2 7	8 2 7	8 2 7	4, 1 3 3
			6 8 0	6 8 0	6 8 0	6 8 0	6 8 0	3, 4 0 4

禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力又は容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする